

IV 地方譲与税・府税交付金

1 平成30年度決算額等

(単位：額 千円，伸び率 %)

区 分	平成29年度	平成30年度			対 29年度決算	
	決 算 額	当初予算額	最終予算額	決算額	増減額	伸び率
地方譲与税・府税交付金合計	66,163,259	42,516,000	42,516,000	42,900,408	△ 23,262,851	△ 35.2
地方譲与税計	3,340,933	3,305,000	3,305,000	3,359,744	18,811	0.6
地方揮発油譲与税	1,527,152	1,485,000	1,485,000	1,531,660	4,508	0.3
自動車重量譲与税	1,715,121	1,725,000	1,725,000	1,735,866	20,745	1.2
地方道路譲与税	0	1,000	1,000	0	0	-
石油ガス譲与税	98,660	94,000	94,000	92,218	△ 6,442	△ 6.5
府税交付金計	62,822,326	39,211,000	39,211,000	39,540,664	△ 23,281,662	△ 37.1
利子割交付金	421,637	435,000	435,000	396,857	△ 24,780	△ 5.9
配当割交付金	1,572,177	1,438,000	1,438,000	1,325,882	△ 246,295	△ 15.7
株式等譲渡所得割交付金	1,561,234	1,470,000	1,470,000	1,012,299	△ 548,935	△ 35.2
ゴルフ場利用税交付金	29,002	30,000	30,000	28,550	△ 452	△ 1.6
自動車取得税交付金	1,313,085	1,278,000	1,278,000	1,476,167	163,082	12.4
軽油引取税交付金	4,217,040	4,177,000	4,177,000	4,190,661	△ 26,379	△ 0.6
地方消費税交付金	26,942,288	26,832,000	26,832,000	27,435,724	493,436	1.8
分離課税所得割交付金	225,214	173,000	173,000	160,533	△ 64,681	△ 28.7
府民税所得割臨時交付金	26,540,649	3,378,000	3,378,000	3,513,991	△ 23,026,658	△ 86.8

2 収入額の推移

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円，%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
譲与額		1,648,555,000	1,524,749,000	1,623,606,000	1,540,842,000	1,527,152,000	1,531,660,000
期別内訳	6月	477,333,000	468,499,000	509,803,000	446,315,000	441,482,000	428,849,000
	11月	608,079,000	588,347,000	514,983,000	651,902,000	636,840,000	621,386,000
	3月	563,143,000	467,903,000	598,820,000	442,625,000	448,830,000	481,425,000
前年比		97.6	92.5	106.5	94.9	99.1	100.3

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円，%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
譲与額		1,708,607,000	1,639,029,000	1,704,080,000	1,714,935,000	1,715,121,000	1,735,866,000
期別内訳	6月	492,167,000	451,270,000	479,602,000	468,900,000	500,652,000	451,958,000
	11月	699,482,000	668,623,000	713,849,000	698,095,000	707,760,000	707,988,000
	3月	516,958,000	519,136,000	510,629,000	547,940,000	506,709,000	575,920,000
前年比		94.1	95.9	104.0	100.6	100.0	101.2

(3) 地方道路譲与税

(単位：円，%)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
譲与額		46	76	80	10	4	3
期別内訳	6月	13	17	21	5	2	1
	11月	18	32	32	3	1	1
	3月	15	27	27	2	1	1
前年比		0.6	165.2	105.3	12.5	40.0	75.0

(4) 石油ガス譲与税

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
譲与額	118,086,000	106,851,000	109,443,000	101,401,000	98,660,000	92,218,000	
期別内訳	6月	29,257,000	27,802,000	29,451,000	25,771,000	24,700,000	23,250,000
	11月	49,657,000	46,065,000	42,580,000	42,342,000	41,266,000	38,860,000
	3月	39,172,000	32,984,000	37,412,000	33,288,000	32,694,000	30,108,000
前年比	94.6	90.5	102.4	92.7	97.3	93.5	

(5) 利子割交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交付額	682,737,000	594,730,000	553,388,000	345,640,000	421,637,000	396,857,000	
期別内訳	8月	307,539,000	286,501,000	276,432,000	107,076,000	155,157,000	153,931,000
	12月	165,750,000	129,408,000	135,540,000	133,630,000	161,865,000	159,405,000
	3月	209,448,000	178,821,000	141,416,000	104,934,000	104,615,000	83,521,000
前年比	92.6	87.1	93.0	62.5	122.0	94.1	

(6) 配当割交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交付額	1,074,701,000	2,003,459,000	1,649,572,000	1,124,132,000	1,572,177,000	1,325,882,000	
期別内訳	8月	201,531,000	345,340,000	357,559,000	323,416,000	366,850,000	382,691,000
	12月	36,568,000	71,901,000	54,157,000	56,151,000	68,257,000	63,200,000
	3月	836,602,000	1,586,218,000	1,237,856,000	744,565,000	1,137,070,000	879,991,000
前年比	186.9	186.4	82.3	68.1	139.9	84.3	

(7) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交付額	1,696,163,000	1,132,632,000	1,603,093,000	663,334,000	1,561,234,000	1,012,299,000
期別内訳	8月					
	12月					
	3月	1,696,163,000	1,132,632,000	1,603,093,000	663,334,000	1,561,234,000
前年比	1,197.7	66.8	141.5	41.4	235.4	64.8

(8) ゴルフ場利用税交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交付額	40,027,632	33,533,500	32,233,250	31,408,650	29,001,700	28,550,130	
期別内訳	8月	16,933,566	15,643,740	12,531,050	13,043,170	12,461,960	11,975,880
	12月	13,638,466	10,887,520	11,503,590	11,052,510	9,577,890	8,979,670
	3月	9,455,600	7,002,240	8,198,610	7,312,970	6,961,850	7,594,580
前年比	97.2	83.8	96.1	97.4	92.3	98.4	

(9) 自動車取得税交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交付額	1,206,347,451	652,815,810	952,900,098	1,033,981,363	1,313,085,372	1,476,167,299	
期別内訳	8月	347,889,215	226,158,564	262,574,726	249,437,842	381,777,959	442,209,823
	12月	402,536,360	185,926,771	316,132,560	328,122,248	431,502,572	461,800,329
	3月	455,921,876	240,730,475	374,192,812	456,421,273	499,804,841	572,157,147
前年比	85.5	54.1	146.0	108.5	127.0	112.4	

(10) 軽油引取税交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交 付 額	4,087,398,774	4,116,656,043	4,169,171,061	4,172,703,283	4,217,040,422	4,190,660,319	
期 別 内 訳	8 月	1,652,479,709	1,720,278,753	1,720,974,861	1,708,393,070	1,741,986,798	1,698,827,278
	12 月	1,349,691,039	1,341,127,241	1,375,515,089	1,393,803,808	1,391,907,266	1,421,349,198
	3 月	1,085,228,026	1,055,250,049	1,072,681,111	1,070,506,405	1,083,146,358	1,070,483,843
前 年 比	104.6	100.7	101.3	100.1	101.1	99.4	

(11) 地方消費税交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
交 付 額	15,836,268,000	18,978,009,000	30,653,685,000	27,628,973,000	26,942,288,000	27,435,724,000	
期 別 内 訳	6 月	3,901,350,000	4,760,129,000	5,537,364,000	6,815,703,000	6,463,145,000	6,723,716,000
	9 月	5,283,072,000	5,659,847,000	12,267,198,000	8,773,250,000	8,823,007,000	8,684,468,000
	12 月	2,446,000,000	3,246,527,000	5,453,536,000	5,138,986,000	4,778,810,000	4,864,156,000
	3 月	4,205,846,000	5,311,506,000	7,395,587,000	6,901,034,000	6,877,326,000	7,163,384,000
前 年 比	99.1	119.8	161.5	90.1	97.5	101.8	

(12) 分離課税所得割交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交 付 額					225,214,000	160,533,000
期 別 内 訳	8 月					
	12 月					
	3 月				225,214,000	160,533,000
前 年 比					皆増	71.3

(13) 府民税所得割臨時交付金

(単位：円，%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
交 付 額					26,540,649,000	3,513,991,000
期 別 内 訳	8 月				8,846,883,000	3,513,991,000
	12 月				8,846,883,000	0
	3 月				8,846,883,000	0
前 年 比					皆増	13.2

3 地方譲与税の概要（平成 30 年度）

【自動車重量譲与税】

譲与を受ける団体	市町村		
使 途	特に制限なし		
本 税 の 概 要 等	自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車について、検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者に対してその重量等に応じて課税する。 (例) 検査証の有効期限が1年以下の自家用乗用自動車		
	区 分	単 位	税 率
	S49. 5. 1～S51. 4. 30	車両重量0.5トンごと	5,000円
	S51. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	6,300円
	H22. 4. 1～H24. 4. 30	同 上	5,000円
	H24. 5. 1～	同 上	4,100円
	(注) 一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車については、税率が軽減される。		
譲 与 の 基 礎	<p>① 自動車重量税の収入額の1/3（平成22年度からは、当分の間の措置として407/1000となっている。）を自動車重量譲与税の譲与総額とする。</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>(注) 道路の延長及び面積は補正される。</p>		
譲 与 等 の 時 期	6月（当該年度の初日の属する年の2月～4月收入分）、11月（5月～9月收入分）、3月（10月～1月收入分）		

【地方揮発油譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・市町村																								
使 途	特に制限なし																								
本 税 の 概 要 等	地方揮発油税は、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>地方揮発油税 (地方道路税)</th> <th>揮 発 油 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54. 6. 1～H5. 11. 30</td> <td>1kl 当たり</td> <td>8,200 円</td> <td>45,600 円</td> </tr> <tr> <td>H5. 12. 1～H20. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1～H20. 4. 30</td> <td>同 上</td> <td>4,400 円</td> <td>24,300 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 5. 1～H22. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> <tr> <td>H22. 4. 1～</td> <td>同 上</td> <td>5,200 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税	S54. 6. 1～H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円	H5. 12. 1～H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円	H20. 4. 1～H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円	H20. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円	H22. 4. 1～	同 上	5,200 円	48,600 円
区 分	単 位	地方揮発油税 (地方道路税)	揮 発 油 税																						
S54. 6. 1～H5. 11. 30	1kl 当たり	8,200 円	45,600 円																						
H5. 12. 1～H20. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円																						
H20. 4. 1～H20. 4. 30	同 上	4,400 円	24,300 円																						
H20. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	5,200 円	48,600 円																						
H22. 4. 1～	同 上	5,200 円	48,600 円																						
※平成 21 年度から、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路税が地方揮発油税に改められた。																									
譲 与 の 基 礎																									
<p>① 地方揮発油税の収入額の 58/100（指定都市等譲与総額）を指定市及び都道府県に、42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 指定市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 指定市等譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$</p> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 市町村譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>（注）道路の延長及び面積は補正される。</p>																									
譲 与 等 の 時 期	6 月（当該年度の初日の属する年の 3 月～5 月収入分）、11 月（6 月～10 月収入分）、3 月（11 月～2 月収入分）																								

【石油ガス譲与税】

譲与を受ける団体	都道府県・指定市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、充てん者に対して課税する。 ○税率 1kg 当たり 17.5 円
譲 与 の 基 礎	
<p>① 石油ガス税の収入額の 1/2 を石油ガス譲与税の譲与総額とする。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p>ア 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 譲与総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市等内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の面積の合計}}$</p> <p>（注）道路の延長及び面積は補正される。</p>	
譲 与 等 の 時 期	6 月（当該年度の初日の属する年の 3 月～5 月収入分）、11 月（6 月～10 月収入分）、3 月（11 月～2 月収入分）

4 府税交付金の概要（平成 30 年度）

【利子割交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	利子所得等に対しては、15%の国税（所得税）と、5%の地方税（道府県民税利子割）が、源泉徴収され、納税が完結する源泉分離課税であるが、そのうちの道府県民税利子割を原資とする。 (注1) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税の 0.315% が源泉徴収される。 (注2) 平成 28 年 1 月 1 日以後に利子等の支払いを受ける「法人」に係る利子割は廃止された。
交 付 の 基 礎	都道府県民税利子割の収入額（法人の利子所得相当分控除後）の 99% の 3/5（1%は徴収取扱費）に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。 $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の 3 年平均} \right\}$
交 付 等 の 時 期	8 月（前年度 3 月～7 月収入分）、12 月（8 月～11 月収入分）、3 月（12 月～2 月収入分）

【配当割交付金】

交付を受ける団体	市町村									
使 途	特に制限なし									
本 税 の 概 要 等	平成 16 年 1 月 1 日以後に支払いを受ける一定の上場株式等の配当について、その支払の際に課税される。 ○税率									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国税（所得税）</th> <th>地方税（道府県民税配当割）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 1. 1～H25. 12. 31</td> <td>7%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H26. 1. 1～</td> <td>15%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）	H16. 1. 1～H25. 12. 31	7%	3%	H26. 1. 1～	15%	5%
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税配当割）								
H16. 1. 1～H25. 12. 31	7%	3%								
H26. 1. 1～	15%	5%								
	(注) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%）が徴収される。									
交 付 の 基 礎	道府県民税配当額の収入額の 99%（1%は徴収取扱費）の 3/5 に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。 $\text{市町村交付総額} \times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \text{の 3 年平均} \right\}$									
交 付 等 の 時 期	8 月（前年度 3 月～7 月収入分）、12 月（8 月～11 月収入分）、3 月（12 月～2 月収入分）									

【株式等譲渡所得割交付金】

交付を受ける団体	市町村									
使 途	特に制限なし									
本 税 の 概 要 等	平成 16 年 1 月 1 日以後に生じる源泉徴収口座（所得税の源泉徴収を選択した特定口座）内で上場株式等の譲渡益等に課税される。 ○税率									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国税（所得税）</th> <th>地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16. 1. 1～H25. 12. 31</td> <td>7%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H26. 1. 1～</td> <td>15%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）	H16. 1. 1～H25. 12. 31	7%	3%	H26. 1. 1～	15%	5%
区 分	国税（所得税）	地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）								
H16. 1. 1～H25. 12. 31	7%	3%								
H26. 1. 1～	15%	5%								
	(注) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間は所得税とともに復興特別所得税（平成 25 年 0.147% 平成 26 年以降 0.315%）が徴収される。									

交付の基礎	道府県民税株式等譲渡所得割の収入額の99%（1%は徴収取扱費）の3/5に相当する額を当該道府県内の各市町村に次の算式に基づいて交付する。
市町村交付総額	$\times \left\{ \frac{\text{当該市町村の個人の道府県民税の払込額}}{\text{当該道府県の個人の道府県民税の収入額}} \right\}$ の3年平均
交付等の時期	3月（前年度3月～2月収入分）

【ゴルフ場利用税交付金】

交付を受ける団体	ゴルフ場所在市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	ゴルフ場の利用について利用者に対して課税する。
ア 標準税率	1人1日につき800円
イ 京都府	1人1日につき600～1,200円
交付の基礎	当該市町村内に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の7/10に相当する額を交付する。 (注) 2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の面積の割合によってあん分した額の7/10に相当する額。
交付等の時期	8月（前年度3月～7月収入分）、12月（8月～11月収入分）、3月（12月～2月収入分）

【自動車取得税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使途	特に制限なし
本税の概要等	自動車取得税は、自動車の取得について、取得者に課税する。 ① 税率 ア 自家用自動車（軽自動車を除く。） 取得価格の5%（26.4.1～は3%） イ ア以外の自動車 取得価格の3%（26.4.1～は2%） ② 免税点 50万円以下 (注) 一定の燃料・排ガス基準を満たす低燃費自動車や電機自動車・ハイブリッド自動車など一定の低公害自動車については、取得価額の一部が控除されたり、税率が軽減される。 (注) 自動車取得税は令和元年9月30日をもって廃止され、新たに自動車税環境性能割が創設される。
交付の基礎	① 自動車取得税の収入額の66.5/100（市町村交付総額、95/100×7/10）を当該道府県内の各市町村に交付する。（ア及びイの合計額） ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$ イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$ ② 指定市を包括する道府県は、①のほか、自動車取得税の収入額28.5/100（指定市等交付総額、95/100×3/10）のうち、次のア及びイの合計額を指定市に交付する。 ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の延長の合計}}$ イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$
交付等の時期	8月(前年度3月収入見込分-同月収入分)+(4月～7月収入分)、12月(8月～11月収入分)、3月((12月～2月収入分)+3月収入見込分)

【軽油引取税交付金】

交付を受ける団体	指定市																		
使 途	特に制限なし																		
本 税 の 概 要 等	軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引き取りについて、引き取りを行う者に対して課税する。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S54. 6. 1～H5. 11. 30</td> <td>1kl 当たり</td> <td>24,300 円</td> </tr> <tr> <td>H5. 12. 1～H20. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 4. 1～H20. 4. 30</td> <td>同 上</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>H20. 5. 1～H22. 3. 31</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> <tr> <td>H22. 4. 1～</td> <td>同 上</td> <td>32,100 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	税 率	S54. 6. 1～H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円	H5. 12. 1～H20. 3. 31	同 上	32,100 円	H20. 4. 1～H20. 4. 30	同 上	15,000 円	H20. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	32,100 円	H22. 4. 1～	同 上	32,100 円
区 分	単 位	税 率																	
S54. 6. 1～H5. 11. 30	1kl 当たり	24,300 円																	
H5. 12. 1～H20. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H20. 4. 1～H20. 4. 30	同 上	15,000 円																	
H20. 5. 1～H22. 3. 31	同 上	32,100 円																	
H22. 4. 1～	同 上	32,100 円																	
交 付 の 基 礎	<p>○ 指定市を包括する道府県は、次の算式によって得た額を当該指定市に交付する。</p> $\text{軽油引取税の収入額} \times \frac{9}{10} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積の合計}}$ <p>(注) 道路の面積は補正される。</p>																		
交 付 等 の 時 期	8 月 (前年度 3 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～11 月収入分)、3 月 (12 月～2 月収入分)																		

【地方消費税交付金】

交付を受ける団体	市町村
使 途	特に制限なし(引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充当)
本 税 の 概 要 等	地方消費税は、平成 6 年 12 月の税制改革において、消費税率の引上げ (3%→4%) とともに創設が決まり、平成 9 年 4 月 1 日から施行された。平成 26 年 4 月 1 日に税率が引き上げられ (1%→1.7%) 引上げ分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされている。都道府県税であるが、当分の間、国において消費税と併せて賦課徴収される。 (税率) 消費税 (国税) の 25/100 (実質 1%) (※) 平成 26 年 4 月 1 日 ~ 消費税 (国税) の 17/63 (実質 1.7%) 令和元年 10 月 1 日 ~ 消費税 (国税) の 22/78 (実質 2.2%) (地方消費税収入額) = (譲渡割の納付額 - 譲渡割の還付額) + 貨物割の納付額 - 国に支払う徴収取扱費
交 付 の 基 礎	<p>① 都道府県間の清算基準 (ア、イの合計額)</p> <p>ア 地方消費税額 × $\frac{\text{当該都道府県小売年間販売額} + \text{当該都道府県サービス業対個人事業収入額}}{\text{全国小売年間販売額} + \text{全国サービス業対個人事業収入額}} \times 50\%$</p> <p>イ 地方消費税額 × $\frac{\text{当該都道府県人口}}{\text{全国人口}} \times 50\%$</p> <p>② 都道府県は、①により精算を行った後の金額の 2 分の 1 に相当する額を、都道府県内の各市町村に対して人口及び従業者数に応じて交付する。(ア及びイの合計額) なお、平成 26 年 4 月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分する。</p> <p>ア 都道府県の清算後の地方消費税収入額 × $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村人口}}{\text{当該都道府県人口}}$</p> <p>イ 都道府県の清算後の地方消費税収入額 × $\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村従業者数}}{\text{当該都道府県従業者数}}$</p> <p>(注) 1 小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額、人口及び従業者数は、それぞれ商業統計、経済センサス活動調査、国勢調査及び経済センサス基礎調査の数値による。 2 初年度である平成 9 年度の交付は 12 月及び 3 月の 2 回</p>
交 付 等 の 時 期 (各月の 10 日まで)	6 月 (前年度 2 月～4 月収入分)、9 月 (5 月～7 月収入分)、12 月 (8 月～10 月収入分)、3 月 (11 月～1 月収入分)

【分離課税所得割交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲のうち、指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税に係る府民税所得割額については、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、当分の間、税率を変更せずに、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る税源移譲相当額（税率2%相当額）を指定都市に交付する。
交 付 の 基 礎	前年度3月（平成29年度は4月）から当該年度2月までに府に払い込まれた指定都市に住所を有する者の退職所得の分離課税分の所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額
交 付 等 の 時 期	3月（前年度3月※～2月收入分）※平成29年度は4月

【府民税所得割臨時交付金】

交付を受ける団体	指定都市
使 途	特に制限なし
本 税 の 概 要 等	府費負担教職員の給与負担事務が府から指定都市への移譲されたことに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者に係る個人市民税所得割の標準税率（退職所得の分離課税を除く）を変更するが、府は、税率が変更されるまでの間の経過措置として、当該府に払い込まれた当該指定都市に係る府民税所得割額の1/2に相当する額を交付する。 ※平成30年度個人市民税所得割標準税率の変更を受け、平成30年度をもって廃止。
交 付 の 基 礎	府民税所得割の平成28年度課税分（給与収入等に係る特別徴収の4、5月分）及び平成29年度課税分の収入額の2分の1に相当する額
交 付 等 の 時 期	平成29年8月、12月、平成30年3月、8月

